

福岡県公報

平成三十年六月十五日
第四千号
増刊
①

目次

規則(第二十六号)

○福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) ……………

規則

福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年六月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福岡県旅館業法施行細則(昭和三十五年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「経営の」を削る。

第四条を次のように改める。

(宿泊者名簿の記載事項)

第四条 省令第四条の二第三項第二号の規定による記載事項は、宿泊日、宿泊者の年齢及び行先地名とする。

第五条を削る。

第六条中「条例第十四条第一号」を「福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。)第十条第一号」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「第十四条第四号」を「第十条第四号」に改め、「及び第五条第二項の規定による宿泊者名簿の保存」を削り、同項第二号中「及び宿泊者名簿(電磁的記録

をもって作成されたものを除く。)」を削り、同条を第六条とする。
第八条を削る。
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

旅館業営業許可申請書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者 住所

氏名 印

生年月日 年 月 日生

下記のとおり旅館業を営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 営業施設の所在地
営業施設の名称
- 2 営業の種別
- 3 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有(第 号該当) 無
- 4 営業施設の構造設備の概要
別紙仕様書のとおり
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容
有(第 号該当) 無
- 6 旅館業法第3条第3項各号に該当することの有無及び該当するときはその施設名
有()無
- 7 添付書類
 - (1) 営業施設の構造を明らかにする図面
ア 見取図 イ 平面図 ウ 断面図
 - (2) 消防法令適合通知書
 - (3) 法人の場合は定款又は寄附行為の写し
 - (4) 申請者(法人の場合はその業務を行う役員全て)の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第2号(第2条の2関係)

旅館業営業承継承認申請書(合併・分割・相続)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

申請者住所

氏名 印

生年月日 年 月 日生

被相続人との続柄

旅館業法(第3条の2・第3条の3)の規定により営業者の地位の承継の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 営業施設の所在地

営業施設の名称

2 営業の種別

3 営業許可年月日及び許可番号

年 月 日付け 第 号

4 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容

有(第 号該当) 無

5 旅館業法第3条第3項各号に該当することの有無及び該当するときはその施設名

有()無

6 (1) 合併又は分割予定年月日 年 月 日

(2) 相続開始年月日 年 月 日

7 (1) (合併又は分割の場合)合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

消滅する法人又は分割前の法人

存続する法人若しくは新設する法人又は分割により承継する法人

(2) (相続の場合)被相続人の住所及び氏名

8 添付書類

(1) (合併又は分割の場合)定款又は寄附行為の写し

(2) (相続の場合)戸籍謄本及び同意書(様式第2号の2)

(3) 申請者(法人の場合はその業務を行う役員全て)の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第3条関係)

旅館業営業許可申請書記載事項変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者住所

氏名 印

生年月日 年 月 日生

下記のとおり営業許可申請書の記載事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届けます。

記

- 1 営業の種別
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業施設の名称
- 4 営業許可年月日及び許可番号
年 月 日付け 第 号
- 5 変更事項
変更事項名()
 - (1) 変更後
 - (2) 変更前
- 6 変更年月日
年 月 日
- 7 変更理由
- 8 添付書類
 - (1) 構造設備の一部を変更する場合は変更後の状況を明らかにした図面
 - (2) 法人代表者を変更する場合は、代表者の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び性別を記載した書類

様式第六号及び様式第七号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。